

平成24年4月1日から、聴覚に障害がある方（補聴器を使用しても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方）が運転できる自動車などの種類が広がります。

運転できる自動車などの種類

自動車などの種類	運転に必要な免許	現在	4月1日以降
普通自動車	普通免許	×	
原動機付自転車	普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許	×	
小型特殊自動車	普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は小型特殊免許	×	
大型自動二輪車	大型二輪免許	×	
普通自動二輪車	大型二輪免許又は普通二輪免許	×	

特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）を取り付けることと聴覚障害者標識を表示することが条件となります。

特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）の取付け

普通自動車を運転する時には、ワイドミラー又は補助ミラーを取り付けることが必要です。原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転するときは必要ありません。



聴覚障害者標識の表示

普通自動車を運転するときは、前と後ろの定められた位置に聴覚障害者標識を付けることが必要です。

原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転するときは付ける必要はありません。



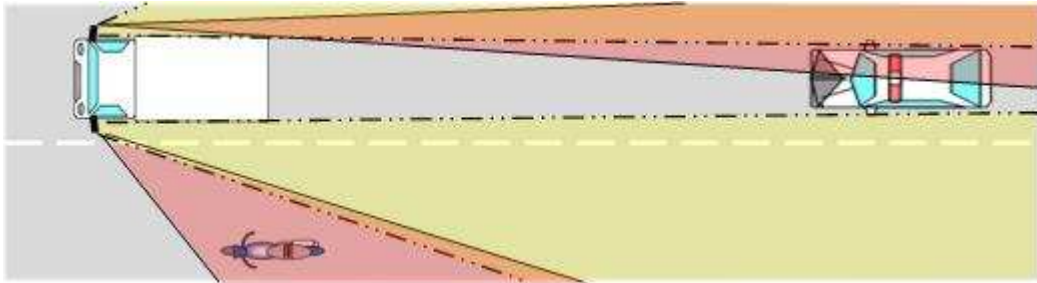
ふつうかもつじどうしゃ うし み ふつうじどうしゃ うんてん とき
普通貨物自動車などの後ろが見えない普通自動車を運転する時には、
 ほじょ かつよう
補助ミラーを活用しましょう。

補助ミラーとは

にもつ うし み ふつうかもつじしゃ さゆう と つ
 荷物により後ろが見えない普通貨物車などの左右のサイドミラー（ドアミラー）に取り付ける
 ことで、自動車の後方の視界を確保することができる鏡のことです。

うんてんせきがわ ほじょ うちむ かくど つ しぶん くるま まうし しかい かくほ
 運転席側の補助ミラーは、**内向きに角度を付ける**ことで、自分の車の真後ろの視界を確保する
 ことができ、緊急車両などを発見しやすくします。また、運転席と反対側の補助ミラーは、**外向き**
に角度を付けることで、運転席と反対側の斜め後方の視界を広げ、サイドミラーの死角にいる自動
 二輪車などの車両などを発見しやすくします。

げんどうきつきじてんしゃ こがたくしゆじどうしゃ おおがたじどうにりんしゃ ふつうじどうにりんしゃ うんてん ほじょ
 原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転するときは、補助
 ミラーを取り付ける必要ありません。



サイドミラーで見える範囲

補助ミラーで見える範囲

補助ミラーの取付け方法と実際の見え方

ほじょ とりつ ほうほう じっさい み かた
 補助ミラーは、サイドミラーの角などに取り付けて、本来のサイドミラーの視界の妨げになら
 ないようにしましょう。

普通貨物車の運転席側に取り付けた補助ミラーの例



真後ろから緊急車両が接近中



サイドミラーでは緊急車両を確認できない。



補助ミラーでは真後ろの緊急車両を確認できる。

普通貨物車の運転席と反対側に取り付けた補助ミラーの例



サイドミラーの死角にいる自動二輪車



サイドミラーでは自動二輪車を確認できない。



補助ミラーでは死角にいる自動二輪車を確認できる。